

フィヒテ『ドイツ国民への講話』 (京都大学学術出版会、2023年)刊行を終えて

——「解題」と「各講話の要約」の概要を中心に——

栩木 憲一郎

1. はじめに

本報告は、2023年12月に京都大学学術出版会より近代社会思想コレクションの中の1冊として出版されたフィヒテ[山脇直司監訳・栩木憲一郎訳]『ドイツ国民への講話』(Reden an die deutsche Nation)の「解題」の内容と、「各講話の内容要旨」の概要を紹介するものである。

今回翻訳したテキストについては『ドイツ国民に告ぐ』という表題が日本では一般的であり、今回の翻訳で18回目となる。原題については『ドイツ国民への連続講演』といった日本語訳がより適切と思われるが、特に今回の翻訳の特徴としては、「告ぐ」という一方的で押し付けるニュアンスではなく講演において聴衆に語りかけるニュアンスを出すために、『ドイツ国民への講話』という表題にし、文体も「です、ます調」を用いることとした。

本書の内容については、近代ドイツにおいて「ナショナリズム」(Nationalismus)を鼓舞し、ドイツにおける統一された「国民国家」(Nationalstaat)の形成を意図したものとの理解が日本の高等学校の世界史の教科書などでは一般的と思われる。

このような理解は間違いとまでは言えないが、「ナショナリズム」や「国民国家」といった用語をフィヒテ自身が用いているわけではない。上述した理解はあくまでも後世からフィヒテの政治思想や今回翻訳したテキストを大まかな歴史の流れの中に位置づけて理解するための後付けの側面を強く持つものである。

さらにフィヒテを「ナショナリズム」の思想家とすることは、ドイツにおけるその後の極端な「ナショナリズム」を主張したナチズムのイメージと結び付き、悪いイメージを呼び起こすことになる。

そこで今回の翻訳では、フィヒテの政治思想の展開とその受容過程、さらに現代から見た意義といったものを理解してもらうための詳しい解題を執筆し(345-389頁)、また各講話の内容についての理解を深めてもらうために、「各講話の要約」を付けている(ix-xiii頁)。その内容が今回の報告の中心となる。

そのため、本報告では以下「2.フィヒテの政治思想」「3.各講話の内容要旨」「4.受容」「5.現代的意義」の項目を設けて、「解題」と「各講話の内容要旨」の概要を紹介することとする。

2. フィヒテの政治思想

本書の解題の前半(365-368頁)では、まずフィヒテの貧しい生い立ちや、カント哲学との出会い、『あらゆる啓示批判の試み』で論壇にデビューし、その後「知識学」という実践的な性格が強い哲学を構想した、といった一般的なフィヒテの伝記的な事実を示しつつ、特にフィヒテの政治思想に関しては、それを共和主義の政治思想と位置付けた。より具体的には、人間理性の進歩・発展を信じ、その発展に自覚的な人々による公共圏の形成と、その公共圏の議論を反映させた共和主義的統治を理想とし、それを担う人々の徳を重視するとともに、国内体制としては世襲制・身分制を否定した平等な市民からなり、権力分立体制をとる共和政、国際体制としては永遠平和を実現する世界連邦制を構想したとした。

この前提の上で、1793年にフィヒテが匿名で欧州の君主たちに言論の自由を求めた『欧州の君主たちへ：思想の自由返還要求』とフランス革命を原理の上では擁護する『フランス革命論に対する公衆の判断を是正するための寄与』(フランス革命論)の内容を紹介した。

また、フィヒテについては反ユダヤ主義の指摘が後になされるようになったことからフィヒテにおける反ユダヤ主義についてもこの解題では若干触れることとし、前述した『フランス革命論』においてユダヤ人への公民権付与に反対したため、反ユダヤ主義との批判を後世から受けることになったものの、後に改革派のユダヤ人やサロンを開いていたユダヤ人の女性知識人、ドロテア・ファイトやラーヘル・ファルンハーゲンとの交流を通して自己の過ちを認めるようになったこと、ラーヘル・ファルンハーゲンは本連続講話の熱心な聴講者の一人であったこと、さらにベルリン大学総長就任後にはユダヤ人学生への大学評議会の不当な処分に抗議して辞任し、同時代のユダヤ人からの評価は低くはなかったということなどを説明している。

さらに今回の解題ではカントも同時期の1793年と1795年に『理論と実践』と『永遠平和のために』を発表しているため、カントの政治思想とフィヒテのそれとの比較と継承関係についても説明した。その際にフィヒテが国内体制としては市民の自由と平等が保障され、その意思が政策に反映されやすい共和政を、国際体制としては世界君主政と勢力均衡策を否定した連邦制を永遠平和に向けた望ましい政治体制としたこと、平和を追求する共和国の実現が歴史上の永遠平和に向けた要となること、こういったことをカントから基本的には継承したことを指摘した。もっともフィヒテはカントとは異なる構想を展開した点もあり、『自然法論』(1796/97年)では執行権力と監督官権力、民衆法廷からなる国内体制と強制力を持った国際的な法廷からなる国際体制を構想し、さらに『閉鎖商業国家論』(1800年)ではカントの商業精神に永遠平和に向けた希望を託すのではなく、植民地主義の防止と世界的規模での公正な取引を実現するための徹底した国家による統制経済を主張することになったこと、さらにこれらの構想をフィヒテは最後まで放棄することはなかったことを今回の解題では指摘している。

そしてとりわけ今回の解題で強調したのは、このようなカントとの対話からなされたフィヒテの構想が、今回翻訳した連続講話には反映されていることである。特に永遠平和を実現する際の要となる理想の共和国の実現をフィヒテはドイツ人に託したこと、特にカント同様に、フィヒテはその使命を社会の中核となり、人類の進歩を担う存在である学識者層に訴えることになったことを今回の解題では強調した。

しかしながら、問題となるのが1800年代以降の、今回翻訳した連続講演の直接的な背景となる、フィヒテにおけるドイツに対する祖国愛の議論が本格化する際の思想展開である。今回の解題では、1800年代以降のフィヒテの哲学的展開については、『人間の使命』(1800年)や『幸いなる生への導き』(1806年)において宗教的観念論への傾向を強め、人間の原罪を否定し、宗教的な確信に支えられた積極的な現世における実践が主張されるようになったことを指摘した。この点については、本誌掲載の山脇論文をご参照いただきたい。

その上で、フィヒテにおいて愛国主義の主張が本格化するのが、まさに1800年代であることを指摘し、『フリーメイソンリーの哲学：コンスタントへの手紙』で自己の属する祖国への無関心を戒め、祖国における世界市民主義の実現を愛国主義として主張するようになり、さらに『祖国愛とその反対』では既存の領邦国家を超えたドイツという祖国への愛国主義が主張されると共に、政府への無批判な追従を愛国主義とすることが戒められ、その理性的批判と世界市民主義を自己の属する祖国において実現し、その成果が世界に広がることを追求する姿勢を真の愛国主義とする主張がフィヒテにおいて展開されるようになったことをこの解題では説明した。

もっとも1805年ぐらいまでは現実政治とフィヒテは距離を置いていた側面もあったことを今回の解題では指摘した。人類の完成に至る歴史的プロセスを描いた『現代の根本特徴』(1804/1805年)では、人類の歴史を「理性本能の時代」から「理性芸術の時代」への移行として描き、現在の時代をあらゆる権威から解放された人間が利己心を中心に活動する時代と位置付け、この歴史哲学の枠組みは今回の連続講話にも引き継がれているが、そのような時代の優れた学識者は、その能力を開花する国家に引き付けられ、用いる言語も、その国家の言語に容易に同化すると結んでいたことを解題では紹介している。

さらに解題では状況が変化するのが1806年のナポレオンとプロイセン王国との間に開かれた戦端であり、フィヒテはプロイセンへの支持を表明し、ドイツ人の自己統治を侵害するナポレオンとの闘いに身を投じることになったことを指摘した。とくにこの時期に執筆した『マキアヴェッリ論』と『ドイツ人の共和国』では、まず『マキアヴェッリ論』で政治的指導者に対する厳しい政治的現実の直視と民衆に対する結果責任を訴えたこと、『ドイツ人の共和国』では世襲制が完全に放棄された22世紀に設定された理想のドイツ人の共和国像が語られ、ドイツにおける理想の共和国の実現が他の諸国民の模範として機能すること、ただその前提としてドイツ人の自己統治を通じた理想状態の実現が強調され、ドイツ人における一般国民教育の実現が課題としてあげられるようになったこと、これらが、プロイセンの敗北後、フィヒテがベルリンに戻って行った今回翻訳した連続講話の思想的背景を構成していたことを、この解題では強調している。

そして今回の解題では、特に本書を取り巻く直接的な歴史的状況と、フィヒテの課題として、フィヒテは武装蜂起のようなことを考えていたわけではないこと、あくまでもその抵抗は内面的なものであり、ドイツの独立に向けて議論していく国民的公共圏の形成と国民教育がフィヒテの課題であったこと、現在から見て違和感が示されることになるドイツ語の優位性については、ドイツ語を攻撃する存在がおり、ドイツ語の存在が危機に瀕しているとの認識が当時存在していたことを指摘し、読者の理解を深めようとした。

そのため、今回の翻訳に際していった「各講話の要約」では、とりわけ以上の解題の内容から、その主張における世界市民主義的・共和主義的な性格と平等な国民教育の主張を強調して紹介することになった。

3. 各講話の内容要旨

今回の翻訳で読者の理解を促進するために入れた「各講話の要約」では、まず「前書き——『マキアヴェッリ論』と『祖国愛とその反対』からの抜粋」が検閲に対して言論の自由を訴え、厳しい政治的現実を前に率直に社会に対する警鐘を鳴らしていることを訴えるものであったこと、「第一講話——これまでの経緯と全体の概観」ではフィヒテによって、3年前の『現代の根本特徴』で示した利己心が支配する時代が終わりを迎えたため、新たな未来を示すことがこの講話の目的であり、窮状に陥ったドイツ国民を救う唯一の手段が国民全体の根本的な衝動にまで力を及ぼす現在の教育体系の根本的な転換にあることが主張されていることを簡潔に要約した。

次の「第二講話——新しい教育の本質についての全般的な説明」については、それを受けてフィヒテがドイツ国民に導入されるべき新たな教育は自己愛に代わって善そのものを探究し、善そのもののためにだけ働く高次の愛を一人一人の心の中に植え付け、育む教育であり、それに向けた能力を引き出すのが教師の役割であること、具体的には親元や俗世間から離れた寄宿舎生活における教育を主張したことを簡潔に要約した。

さらに、「第三講話——新しい教育についての叙述——前回の続き」では、フィヒテによってこうした新しい教育を受けた生徒はさらにより高次の宗教的秩序へと導かれること、既にこのような理想は最近のドイツ哲学によって語られていることが主張されていることを簡潔にまとめている。

続く第四講話から第七講話でフィヒテによる歴史的・文化的な観点からのドイツ人の特徴が論じられることになる。今回の「各講話の要約」では、その点を中心に、まず「第四講話——ドイツ人と他のゲルマン人を出自とする諸民族との主要な相違」で、ドイツ人と他のゲルマン人を出自とする民族を分かち点を一方がそれまでの言語を維持したのに対し、他方はラテン語を受容した点にフィヒテはもとめたこと、その結果一方は勤勉さと真面目さを維持し、民衆教育を推進するのに対し、他方は教養層が一般民衆から遊離し、民衆を自分たちのために利用する手段としかみなさなくなったと結論付けたことをまとめている。

そして次の「第五講話——これまでに提示された相違点からの諸帰結」については、その結果ドイツ民族はその生き生きとした言語の特性によって精神的な生の永遠の原像を学術的に捉える哲学を発展させた民族となり、これに対してラテン語を受け入れた民族、即ち死せる言語を用いる民族では精神活動は単なる天才の遊戯となったこと、しかしドイツ以外の国の欧州の精神史における役割を否定するわけではなく、相互に理解しあうことが重要であるとフィヒテが主張していることを簡潔にまとめている。

さらに「第六講話——歴史におけるドイツ人の基本特徴の詳述」では、ドイツ人の特性をフィヒテは歴史的展望の中で語ろうとしており、フィヒテはローマ人によって墮落させられたキリスト教の本質を守ったのが、至福のために何をすべきか、魂の救済のために何をすべきか、という問いの下で宗教改革を展開したルターであり、この精神はドイツ人の中から宗教的な深遠さを取り込んだドイツ哲学を生んだこと、そして都市共和制を評価しつつドイツ人こそが政治的には欧州の中で唯一、共和主義的国制に耐えうる国民としたとまとめている。

続く「第七講話——ある民族の根源性とドイツ的なものについてのより深い把握」は、その後の

大きな論点となる講話であるが、フィヒテの世界市民主義的・普遍主義的精神の表れであり、ドイツ哲学に見られるドイツ的な思考は君主ではなく国民一人一人の確実な精神によって成り立つ国家術を生み、人類の永遠の進歩を信じ、人間の中に存在する神的なものを志向する、そのような人こそがドイツ人であり、この精神に共鳴した外国人もドイツ人の同胞となるとフィヒテが主張した点を強調してまとめている。

さらに「第八講話——言葉のより高次の意味における民族とは何であり、祖国愛とは何であるのか」については、フィヒテが天上の世界だけに関心を寄せ、地上の事柄や国家に無関心なキリスト教徒を批判し、民族を「社会において共に生き、常に自然と精神の両面において自らを生み出す人間の全体」、祖国愛を「神的なものがこの世界においてさらに純粹に完全にかつ的確に発展し、開花することを欲すること」と定義し、それをローマ人に立ち向かったドイツ人に見られる高貴な精神であり、初期キリスト教徒のような不正を甘受する姿勢をとってはならないと主張した点を中心にまとめている。

そして「第九講話——現在のいかなる地点からドイツ人の新たな国民教育を始めるべきか」では、フィヒテは第三講話と第四講話で展開した教育論と、第八講話での祖国愛の議論を結び付け、ここから第十一講話までが改めて教育論の展開となる。特にこの第九講話については、フィヒテは今すぐ取り組むべき課題としてペスタロッチの民衆教育論を批判的に受容した国民教育を提示し、家庭教育ではなく家族から離れた寄宿舎での教育、読み書きに先立つ観照と思考の重視、文字よりも話す能力の涵養をめざす教育の実践、幼児期の観照の方法や身体能力の発達に関するペスタロッチの知見を取り入れるべきことを提案したとまとめている。

続く「第十講話——ドイツ人の国民教育のより詳細な規定」については、これまでの子供たちを利己的な存在とみなして外部から道徳心を受け入れさせるような教育をフィヒテは否定し、子供たちがもって生まれた愛の衝動、他者への尊敬の衝動によって正義や善、自制心が認識され、それが利己的な衝動を完全に消滅させるような教育の実現を提唱し、そのためには子供たち一人一人に対する話し相手の教師が重要になること、このような教育は俗世間から離れた空間で、階級や男女を問わず各自の能力に見合う形で行われ、労働の喜びもそこで学ばれることが主張されていると要約した。

そして「第十一講話——この教育計画の実施は誰によってなされるのか」については、フィヒテはここでこれまで述べてきた教育計画は天国にいけるように人々を教育してきた教会ではなく国家が担うべきとし、国家はこれまでの膨大な予算を軍事費や司法・警察・刑務所などから教育に振り向けるべきであり、国家が無理な場合は領主や裕福な市民階級、そして将来教師になる人々によってこの教育計画は担われるべきとして、重要なことはどんな貧困家庭の子供にも教育を受けさせる体制を作ることであると主張しているとまとめた。

続く「第十二講話——主要目的の実現までに私たちが自己を維持するための手段について」に関しては、現状でなによりも大事なものはドイツ国民が自分たちの状況をしっかりと認識し、自分たちの存続を維持するためになにをしなければいけないかを明確に認識して一致団結すること、ドイツ人の母語としてのドイツ語の維持を訴え、ドイツ語とドイツ文学を通してドイツ人の固有の精神を維持することをフィヒテは主張しているとまとめている。

さらにフィヒテの政治思想が最も反映されている、検閲当局とのやり取りの間で原稿が紛失したため、改めて書き直された「第十三講話——前回の考察の続き」については、普遍的君主政と勢

力均衡策を否定してそれをドイツ人が追求しないこと、ドイツ人が本来他国の固有性を喜んで承認する国民であること、占領者から軽蔑を買うような卑屈な態度を改め、誠実さと分別をもち、祖国愛や市民としての徳を発揮することをもって占領者がやがて祖国に帰る際の土産物とするようにフィヒテはドイツ人を鼓舞しているとまとめている。

そして最後の「第十四講話——全体の結び」については、フィヒテは最後に全国各地のドイツ人が一体となり、それぞれが相互を尊重して協力し合うことを訴えとともに、この講話で述べたことがドイツ人によって実現され、ひいてはそれが全人類の改善と秩序と尊厳をもたらすことを祈りつつ、この講話を締めくくっているとまとめている。

4. 受容

さらに今回の解題では後半の部分(368-389頁)でこのテキストやフィヒテの政治思想の受容、そして現代的意義を以下のように論じている。

まずこの連続講話に対しての同時代人の受容・評価についてであるが、ゲーテ、ヤコブ・グリム、フレーベル、フンボルト、クラウゼヴィッツといった知識人からは高い評価を受けていたこと、またフィヒテの提言によりプロイセンにおけるペスタロッツ教育法の導入が本格化し、実際にフィヒテのこの連続講話は大きな影響を同時代のドイツに与えたことを指摘した。

しかし、同時に興味深いのが、この本が出版された直後に同時代人から出された書評である。今回の解題では、同時代人たちからの書評は極めて冷静なもので、困難な状況下にあったフィヒテの行動に敬意を払うものの、ドイツ人やドイツ文化、ドイツ語に対する過度な美化を行っている点や、その教育論には適切な批判を展開しており、さらには女子高等教育への言及がない点を指摘する書評も存在していることを紹介している。

また、オーストリア・ハプスブルク帝国のフランツ2世やメッテルニヒはフィヒテに警戒をせしめたこと、後のナポレオン戦争後の欧州秩序を規定したウィーン体制下での本書の禁書指定や第二版の出版拒否が行われたことも指摘している。

特にこの解題でこのような事態が生じた背景として指摘したのが、フィヒテを評価していたのはむしろウィーン体制下では反体制側であり、自由主義的・立憲主義的・共和主義的なドイツ統一を求める立場と王朝・領邦国家や貴族層・特権階層との間の争いの中でフィヒテと本書の評価が対立したことであった。

そしてフィヒテに対する肯定的評価が定着するのがプロイセンを中心としたドイツ統一が実現していく過程であった。この解題では、1862年に行われたフィヒテ生誕100年祭で、ドイツ統一を目指す団体や、社会主義者ラサール、後にドイツに対するナショナリスティックな傾向を強めたトライチュケらがフィヒテを高く評価したこと、さらにドイツ国法学の祖ブルンチュリによるドイツにおける国民国家形成を鼓舞した存在という位置づけを紹介している。

さらにそれらをうけて20世紀以降のフィヒテの政治思想の解釈として、普遍主義的解釈と自民族至上主義的解釈の二つが登場してきたとこの解題では論じている。普遍主義的解釈とは、フィヒテを世界市民主義と愛国主義を結び付け、人類と個人とを媒介するものとしてネイションを位置づけた人物として解釈し、そこから諸国民の自己統治の尊重と豊かな展開を通じた個人の尊厳と平和の確保を実現する「ナショナリズム」の方向性を追求するものである。このような普遍主義

的解釈を展開した人物としては新カント派のラスク、カッシーラーや、マイネッケ、社会民主主義者のベルンシュタインやランダウアーが挙げられることをこの解題では指摘している。このようなフィヒテの解釈は、後述する自民族至上主義的な解釈と厳しく対立することになる。

他方20世紀に入ってからのもので、まさにドイツ人の優秀性を強調し、国内における個人の自由の抑圧や他国への侵略を正当化する自民族至上主義的な解釈も台頭してきたことを今回の解題では指摘している。特にヒットラーがフィヒテを好んだことを挙げつつ、その結果第二次世界大戦後、英米圏ではフィヒテをこのような自民族至上主義的な政治思想家とする否定的評価が定着する。そのような評価を下した人物として、この解題ではデューイ、ラッセル、ポパー、バーリンを挙げている。

そのため、ドイツでも第二次世界大戦後はフィヒテが積極的に言及されることはなく、フィヒテそのものの研究は行われているものの、ハーバーマスといった現代思想の研究者がフィヒテに対して積極的に言及することはほとんどないこともこの解題では指摘した。

しかしこれと異なり、フランスでは1990年代にアラン・ルノーによる、フィヒテをナショナリズムの研究者ハンス・コーンが提唱した自由や平等といった普遍主義的理念を前提とした、排他性が少なく民主主義的価値と結びつくシビック・ナショナリズムの思想家として評価する動きがあったことを今回の解題では紹介している。

さらに今回の解題では日本における受容についても言及している。明治期にフィヒテの政治思想はロエスラーなどにより日本に紹介され、第一次世界大戦の時期に日本でも本書は『ドイツ国民に告ぐ』という表題で翻訳されたこと、さらに満州事変を契機に日本でも自民族至上主義的な解釈の下で利用されたものの、他方普遍主義的解釈もまた、南原繁・務台理作といった人々によって展開されたことを今回の解題では指摘している。特に彼らがフィヒテの政治思想にあった永遠平和や世界市民主義的理念、そして反植民地主義の側面を強調した解釈を展開したこと、彼らは後に戦後教育改革で活躍し、彼らの努力は個人の尊厳や平和といった普遍主義的理念に基づく国民教育による国民国家の再建という課題に結実していったことをこの解題では強調した。

さらに、とりわけ敗戦直後は日本人の自己統治の回復という文脈で、丸山眞男がこの連続講話を講義で用いたことを紹介している。しかし1950年代には日本の独立や朝鮮戦争などを背景に、反帝国主義の文脈からくる「民族」概念への注目からフィヒテへの注目もそれなりになされたと考えられるものの、その後日本が一旦国民国家としての再建を終えた後はフィヒテへの注目は忘れられていくことになったこと、さらに南原繁『フィヒテの政治哲学』(1959年)に対して丸山眞男・福田歓一はともに1790年代のフィヒテの政治思想の展開を重視したことを指摘した。そして1990年代には、南原に見られる普遍主義的なフィヒテ解釈に対して姜尚中や鶴飼哲らによって、戦後民主主義における在日朝鮮・韓国の人々に対する視点の欠如や普遍主義を標榜したとしてもそれに反する人々への「選別」といった普遍主義的理念をもってしても存在する国民国家における排除の論理を指摘する批判が展開されたことをこの解題では紹介した。

5. 現代的意義

以上を踏まえて今回の解題では、フィヒテの最大の問題点として、ドイツ人をある種の特権的地位にまで高めたため、それが後の自民族至上主義的な解釈に道を開くことになったのではない

かという点を指摘した。しかし他方、フィヒテの政治思想における主張を普遍主義的方向性の下で解釈する中に、その現代的意義を指摘することが可能であると論じた。つまり諸国民が世界市民主義的理念の下、民主主義を通じた豊かな国民国家の自己統治を展開していくという国民国家の平和主義的・民主主義的運営の一つのモデルを提示した点に、フィヒテの政治思想における現代的意義が指摘しうるとしたのである。特に前述したシビック・ナショナリズムや、自国の置かれた歴史的・社会的・文化的文脈の中で、国民国家の自己統治を通して普遍主義的・世界市民主義的な理念の実現を図ろうとする「憲法愛国主義」、基本的人権を前提としたうえでの国民国家の自己統治を重視するリベラル・ナショナリズム、そして現代共和主義の流れの中にフィヒテの政治思想を位置づけることも可能であるところの解題では指摘し、基本的にはその点に現代的意義を求めてこの解題を締めくくっている。